平成２５年（フ）第１９２号
長野県大町市大町4750番地２　カルカ太陽Ａ203
債務者　加藤　文仁
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９３号
長野県大町市大町4750番地２　カルカ太陽Ａ203
債務者　加藤奈々絵
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１１２号
宮城県大崎市古川二ノ構６番16号　ひまわりアパート102号、従前の住所宮城県大崎市古川南新町３番54号
債務者　高田　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
福島県白河市東釜子字鹿島山３番地３
債務者　斎藤　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
愛知県一宮市大和町南高井字宮腰17番地
債務者　水江　生子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４８５５号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番７―204号
債務者　小坂　町子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３４号
大阪市北区天神橋６丁目５番９号　アバンダンス天神橋1001号室、前住所大阪市中央区内平野町１丁目２番９号
債務者　岸本　　理
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７６号
大阪府四條畷市岡山５丁目19番６号　グランマーベラス101
債務者　飯尾　浩二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館三徳寮
債務者　田中　梅勝
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８０号
大阪市西成区北津守３丁目７番４号ライラック北津守Ｄ棟301号
債務者　原田　治幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０５号
大阪府寝屋川市楠根南町９番６号
債務者　山本　進治
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８号
兵庫県伊丹市荻野４丁目53番地１　荻野グリーンハイツ203号
債務者　高橋真由美（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
兵庫県伊丹市中央４丁目６番24号　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｃｏｒｔ　Ｉｔａｍｉ507号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目115番地　パレ北武庫之荘Ｖ403号
債務者　松本　雅彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市富安２丁目16番地３
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
鳥取県西伯郡大山町今在家589番地１
債務者　藤村　光弘
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９６号
鳥取県米子市道笑町３丁目22番地４Ｍ’Ｓパレス道笑町101号
債務者　福間　晋也
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１００号
広島県三原市久井町羽倉2354番地３
債務者　西谷　由紀
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係